

「秋田県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）案」の概要

1 規定形式について

この条例は一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものですが、その規定形式は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号。以下「基準府令」という。）と同内容の基準については、基準府令の基準を施設の基準とする旨を規定し、県の独自基準があるときは、その旨を規定します。

2 条例案の内容

（1）独自基準について（※下線部が独自基準）

一時保護施設の設備及び運営に関する基準は、基準府令（基準府令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるものをもってその基準とします。

この場合において、基準府令第25条第2項中「実施するよう努めなければ」とあるのは「実施しなければ」とします。

また、事故発生時の対応として、一時保護施設は、入所している児童の処遇により事故が発生した場合は、速やかに当該児童を保護した児童相談所に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、その内容を記録しなければならないとします。

（2）施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。

（3）経過措置

必要な経過措置を規定することとします。

3 条例制定の考え方

一時保護施設の設備及び運営に関する基準 （令和6年内閣府令第27号）※主な内容		従うべき基準 （空欄は参酌すべき基準）	秋田県の考え方
1条	趣旨		基準府令に定める基準のとおりとします。
2条	最低基準の目的等		
3条	最低基準と一時保護施設		
4条	一時保護施設の一般原則 ※一時保護施設は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。		
5条	非常災害対策		
6条	安全計画の策定等	○	
7条	自動車を運行する場合の所在の確認	○	
8条	入所した児童を平等に取り扱う原則	○	
9条	児童の権利擁護 ※一時保護を行うに当たっては、児童に対して児童の権利や権利を擁護する仕組み、一時保護する理由等の説明を行わなければならない。	○	

一時保護施設の設備及び運営に関する基準 (令和6年内閣府令第27号) ※主な内容		基準府令に従うべき箇所 (空欄は参酌すべき基準)	秋田県の考え方
10条	児童の権利の制限 ※正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。	○	基準府令に定める基準のとおりとします。
11条	児童の行動の制限 ※施設等により児童の行動を制限してはならない。	○	
12条	児童の所持品等	○	
13条	虐待等の禁止	○	
14条	業務継続計画の策定等		
15条	設備の基準 ※児童の居室の一室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。	○(第1号、第4号(面積に係る部分)、第12号)	
16条	一時保護施設における職員の一般的要件		
17条	一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等	○(第2項)	
18条	職員 ※児童指導員及び保育士の総数は満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上とし、心理療法担当職員の数、児童おおむね10人につき1人以上とする。	○	
19条	夜間の職員配置 ※夜間、職員2人以上を置かなければならない。	○	
20条	一時保護施設の管理者等	○	
21条	児童指導員の資格	○	
22条	心理療法担当職員の資格	○	
23条	学習指導員の資格	○	
24条	他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準	○(第2項)	
25条	衛生管理等 ※感染症及び食中毒が発生しないよう、職員に対し、感染症や食中毒の予防とまん延防止のための研修や訓練を定期的実施するよう努めなければならない。		【一部独自基準】 研修や訓練を定期的に実施しなければならないとします。
26条	食事	○	基準府令に定める基準のとおりとします。
27条	入所した児童及び職員の健康状態の把握等 ※入所した児童の健康状態を把握するために、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。		
28条	養護		
29条	生活支援、教育及び親子関係再構築支援等 ※児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう支援を行わなければならない。 また、児童の希望を尊重し、通学の支援やその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	○(第3項)	
30条	関係機関との連携		

一時保護施設の設備及び運営に関する基準 (令和6年内閣府令第27号) ※主な内容		基準府令に従うべき箇所 (空欄は参酌すべき基準)	秋田県の考え方
31条	一時保護施設内部の規程		基準府令に定める基準のとおりとします。 附則については、改正があった場合はその内容を含みます。
32条	一時保護施設に備える帳簿		
33条	秘密保持等	○	
34条	苦情への対応		
35条	電磁的記録		
36条	大都市等の特例		
附則1	施行期日		
附則2	設備に関する経過措置 ※基準府令の施行時点で存在する一時保護施設に係る設備においては、施行後に改築等されたものを除き、従前の基準が適用される。		
附則3	職員及び夜間の職員配置に関する経過措置 ※職員配置については、経過措置として令和8年3月31日まで新基準によらず旧基準を準用することができる。 ※職員の確保が著しく困難な事情がある場合であって職員の確保に係る計画を策定したときは令和11年3月31日まで新基準によらず旧基準を準用することができる。		
附則4	指導教育担当職員に関する経過措置		

○備考

・従うべき基準

条例を制定するにあたり、必ず適合しなければならない基準。当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることはできない。

・参酌すべき基準

県が十分に参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される。

○上記の他に独自基準を定める。

独自基準	事故発生時の対応 ※入所している児童の処遇により事故が発生した場合は、速やかに当該児童を保護した児童相談所に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、その内容を記録しなければならない。
------	---